

岡山県建築住宅センター株式会社

確認検査業務手数料規程

平成 12年 9月 1日制定

令和 8年 9月 1日改定

(趣旨)

第1条 この手数料規程は、別に定める岡山県建築住宅センター株式会社確認検査業務規程第47条に基づき、岡山県建築住宅センター株式会社（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務及び仮使用認定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。なお、この規程はセンターが国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。

(建築物に関する確認申請手数料)

- 第2条 建築物の確認申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
- 2 建築物の計画変更確認申請に係る手数料の額は、計画変更対象となる建築物の床面積の二分の一に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。ただし、床面積増加及び別棟増築の場合は、増加床面積を加算し算定する。
 - 3 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替に係る確認申請手数料の額は、既存床面積の二分の一に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 4 建築物の用途を変更する場合は、当該用途変更に係る部分の床面積に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 5 既存建築物に増築する場合は、既存部分の床面積の二分の一（「既存建築物の現況調査ガイドライン」に基づく現況調査報告書が添付されているものは当該既存建築物の床面積）を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 6 構造計算要の構造計算とは、法第20条第1項第2号及び第3号、法第86条の7に規定される構造計算及び施行令第46条第4項に基づく壁量計算とする。
 - 7 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料に同表の(2)欄に掲げる手数料を加算する。
 - 8 建築基準法第6条の3特定構造計算基準第1項ただし書きに定めるルート2審査を行う場合、建築基準法施行令第39条第3項に定める特定天井を有する場合、同法第56条第7項の規定により政令で定める天空率による場合、構造計算が複数棟ある場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料に同表の(3)欄に掲げる手数料を加算する。
 - 9 省エネルギー基準を仕様基準とする住宅用途の建築物の場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料に同表の(3)欄に掲げる手数料を加算する。
 - 10 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料から同表の(4)欄に掲げる手数料を減額する。
 - 11 軽微な変更届（構造計算、壁量計算又は採光換気排煙計算など計算や図面審査により

適否の判断を要する場合に限る）に係る手数料額は、別表第1の（3）欄に掲げる手数料の額とする。

- 12 消防同意を要する場合は、別表第1の（3）欄に掲げる手数料の額を加算する。
- 13 昇降機を併願する申請においては、第1項の手数料に、昇降機一基につき別表第1の（1）欄に掲げる昇降機の手数料を加算する。
- 14 昇降機を併願する計画変更に伴う再提出の場合の額は、昇降機一基につき別表第1の（1）欄に掲げる昇降機の手数料の額とする。ただし、昇降機に係る変更を伴う再提出の場合に限る。また、建築物に係る計画変更を伴う再提出の場合の額は、第2項の手数料を加算する。

（昇降機等に関する確認申請の手数料）

第3条 昇降機の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一基につき、別表第1の（1）欄に掲げる手数料の額とする。

- 2 昇降機以外の建築設備の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一の設備につき、前項と同じ手数料の額とする。

（工作物に関する確認申請の手数料）

第4条 工作物の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一の工作物につき、別表第1の（1）欄に掲げる手数料の額とする。

- 2 工作物で高さ10mを超えるもの、遊戯施設及びプラント等、建築物に一体となる構造物など特殊なものについては、別途協議による。

（建築物に関する中間検査・完了検査の申請手数料）

第5条 中間検査を必要とする建築物の中間検査申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第2の（1）欄に掲げる手数料の額とする。

- 2 完了検査申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第2の（2）欄に掲げる手数料の額とする。
- 3 既存建築物に増築した場合の完了検査申請に係る手数料の額は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として別表第2の（2）欄に掲げる手数料の額とする。
- 4 建設地が別表第2の（3）欄に掲げる遠隔地又は島嶼部に該当する建築物の中間検査及び完了検査については、別表第2の（1）欄から（2）欄に該当する手数料の額に同表の（3）欄に掲げる手数料の額を加算する。
- 5 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合は、別表第2の（1）欄から（2）欄に該当する手数料から同表の（4）欄に掲げる手数料を減額する。
- 6 昇降機を併願する完了検査申請に係る手数料の額は、第2項の手数料に、昇降機一基につき別表第2の（2）欄に掲げる昇降機の手数料を加算する。
- 7 他機関で建築確認又は中間検査を行った場合の中間検査申請及び完了検査申請に係る手数料の額は、別表第2の（1）欄から（2）欄に該当する手数料の額に別表第1の（1）欄に該当する手数料の額の二分の一を加算する。
- 8 完了検査までに追加説明書の提出が必要となる場合の手数料の額は、当該追加説明に

かかる床面積の二分の一に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。

9 検査員等が現地での検査を再度行う必要がある場合は、別表第2の(3)欄に掲げる手数料の額とする。

10 第4項の規定は、前項、第6条、第7条及び第8条において準用する。

(昇降機等に関する完了検査の申請手数料)

第6条 昇降機の完了検査申請手数料の額は、一基につき、別表第2の(2)欄に掲げる手数料の額とする。

2 昇降機以外の建築設備の完了検査申請手数料の額は、一の設備につき、前項と同じ手数料の額とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 工作物の完了検査申請手数料の額は、一の工作物につき、別表第2の(2)欄に掲げる手数料の額とする。

(仮使用認定に関する手数料)

第8条 仮使用認定手数料の額は、申請一件につき、別表第3の欄に掲げる手数料の額とする。

(省エネ基準適合義務建築物における完了検査申請手数料 加算額)

第9条 省エネ基準適合義務建築物における完了検査手数料の加算額は、申請一件につき、別表第4に掲げる手数料の額とする。

(その他)

第10条 第2条から第9条に定める手数料の額は、社会経済状況等の変化や、その他やむを得ない事情が生じた場合は改正することができる。

2 第2条から第9条に定める手数料の額について、センターが特別の事情があると認めた場合は、減額することができる。

3 証明手数料

センターが交付した確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書の証明手数料は、1通につき1,000円に消費税を加えた金額とする。

(附則)

この手数料規程は、平成 12年 9月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 16年 7月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 17年 10月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 19年 6月 20日から施行する。

この手数料規程は、平成 19年 12月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 20年 6月 20日から施行する。

この手数料規程は、平成 20年 12月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 22年 5月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 23年 6月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 26年 4月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 27年 6月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 27年 9月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 27年 11月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 28年 7月 1日から施行する。

この手数料規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この手数料規程は、令和 3年 10月 1日から施行する。

この手数料規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

この手数料規程は、令和 6年 12月 25日から施行する。

この手数料規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

1. 改正前の法第6条の4第1項第三号に該当する建築物で、令和7年3月31日までに確認済証を交付され、工事着手したものの完了検査申請において、200㎡を超え500㎡以下の建築物については下記の手数料を適用する。

完了検査手数料	法第6条の4に該当（有三号）	64,000円
	法第6条の4に該当（有四号）	

2. 改正前の法第6条の4第1項第三号に該当する建築物で、令和7年3月31日までに確認済証を交付されたが、令和7年4月1日以降に工事着手したもののうち、法改正後の法第6条第1項第二号に該当となるものは、完了検査申請前に壁量計算など仕様規定に適合していることについて追加説明書を提出するものとする。
この場合において、当該追加説明にかかる建築物の床面積に応じた確認申請手数料及び省エネ適合性判定が仕様基準による場合はその加算額を適用する。（当該建築物の計画変更確認申請に係る手数料も同じ。）

この手数料規程は、令和 8年 9月 1日から施行する。

別表第1 (確認申請手数料)

a: 延べ床面積(単位: m ²)			確認申請手数料(単位: 円)		
			(1) 確認申請		
	a ≤ 100	法第6条の4に該当(有三号)	27,000		
		法第6条の4に該当(有四号)	27,000		
		上記以外(構造計算なし)	43,000		
		構造計算要(木造壁量計算)	65,000		
		構造計算要(許容応力度計算等)	85,000		
	100 < a ≤ 200	法第6条の4に該当(有三号)	37,000		
		法第6条の4に該当(有四号)	37,000		
		上記以外(構造計算なし)	50,000		
		構造計算要(木造壁量計算)	72,000		
		構造計算要(許容応力度計算等)	92,000		
	200 < a ≤ 300	構造計算なし	68,000		
		構造計算要(木造壁量計算)	90,000		
		構造計算要(許容応力度計算等)	110,000		
	300 < a ≤ 500		115,000		
	500 < a ≤ 1,000		150,000		
	1,000 < a ≤ 2,000		250,000		
	2,000 < a ≤ 3,000		340,000		
	3,000 < a ≤ 4,000		420,000		
	4,000 < a ≤ 5,000		480,000		
	5,000 < a ≤ 10,000		570,000		
	10,000 < a ≤ 20,000		740,000		
	20,000 < a ≤ 50,000		970,000		
	50,000 < a		1,600,000		
昇降機、昇降機以外の建築設備			23,000		
確認を受けた後の変更に伴う再提出の場合			18,000		
工作物			30,000		
確認を受けた後の変更に伴う再提出の場合			25,000		
(2) 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合の加算額(単位: 円)					
建築物	床面積の合計(単位: m ²)		避難安全検証法	耐火・防火区画性能検証法	
	a ≤ 2,000		25,000	25,000	
	2,000 < a ≤ 10,000		40,000	40,000	
	10,000 < a ≤ 50,000		55,000	55,000	
	50,000 < a		80,000	80,000	
(3) 確認申請手数料に加算する各手数料(単位: 円)					
建築物	床面積の合計 (単位: m ²)	ルート2審査を 行う場合	特定天井を 有する場合	天空率による場合	構造計算が複数棟 ある場合
	a ≤ 1,000	90,000	150,000	12,000	30,000x(棟数-1)
	1,000 < a ≤ 2,000	120,000	240,000		確認申請手数料x 20%x(棟数-1)
	2,000 < a ≤ 10,000	160,000			
	10,000 < a ≤ 50,000	210,000			
	50,000 < a	370,000			
建築物	省エネ基準を仕様基準とする住宅等			軽微な変更	消防同意
	住宅の種類	加算額		(計算等により審査が必要なもの)	
	一戸建ての住宅	15,000		5,000	3,000
	長屋、共同住宅等	基本額	55,000		
		戸当たり	3,000/戸		
(4) 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合の減額(単位: 円)					
建築物	床面積の合計(単位: m ²)				
	a ≤ 500		5,000		
	500 < a ≤ 1,000		10,000		

別表第2 (中間検査・完了検査手数料)

a: 延べ床面積(単位: m ²)			中間検査・完了検査手数料(単位: 円)	
			(1) 中間検査申請	(2) 完了検査申請
	$a \leq 100$	法第6条の4に該当(有三号)	—	34,000
		法第6条の4に該当(有四号)		
		上記以外		
		構造計算要		
	$100 < a \leq 200$	法第6条の4に該当(有三号)	—	39,000
		法第6条の4に該当(有四号)		
		上記以外		
		構造計算要		
	$200 < a \leq 300$	構造計算なし	63,000	72,000
		構造計算要		
	$300 < a \leq 500$		76,000	78,000
	$500 < a \leq 1,000$		108,000	135,000
	$1,000 < a \leq 2,000$		170,000	170,000
	$2,000 < a \leq 3,000$		200,000	210,000
	$3,000 < a \leq 4,000$		220,000	230,000
	$4,000 < a \leq 5,000$		240,000	260,000
	$5,000 < a \leq 10,000$		260,000	310,000
	$10,000 < a \leq 20,000$		310,000	410,000
	$20,000 < a \leq 50,000$		400,000	520,000
	$50,000 < a$		980,000	1,150,000
昇降機、昇降機以外の建築設備				32,000
工作物				31,000

(3) 中間検査、完了検査に加算する各手数料(単位: 円)

建築物	中間・完了検査の遠隔地加算(1回につき)		中間・完了検査	追加説明書		
	遠隔地となる市町村等	中間・完了検査の加算額	の再検査			
	津山市加茂町、津山市阿波、真庭市藤山、新見市千屋、新見市神郷、新見市哲西、鏡野町上原、鏡野町下原、勝田郡奈久美町、真庭郡新庄村、英田郡西栗倉村	8,000	別表第2(1)又は(2)の手数料額の1/2と30,000円との高い方の額			
	島嶼部(橋梁等が無い島)	20,000				
			計画変更相当額			

(4) 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合の減額(単位: 円)

建築物	床面積の合計(単位: m ²)		
	$a \leq 500$		
	$500 < a \leq 1,000$		
			5,000
			10,000

別表第3 (仮使用認定手数料)

床面積の合計			仮使用申請
$a \leq 200$	法第6条の4に該当(有三号)	58,000	
	法第6条の4に該当(有四号)		
	上記以外		
	構造計算要		
$200 < a \leq 300$	構造計算なし	88,000	
	構造計算要		
$300 < a \leq 500$			
$500 < a \leq 1,000$			110,000
$1,000 < a \leq 5,000$			330,000
$5,000 < a \leq 10,000$			440,000
$10,000 < a$			790,000

別表第4

(省エネ基準適合義務建築物における完了検査申請手数料加算額)

申請床面積	加算額
2 0 0 m ² 以内	別表第2の完了検査手数料 × 10%
2 0 0 m ² 超え	別表第2の完了検査手数料 × 20%

- ※1 加算額は千円未満切り捨てとする。
- ※2 省エネ適合性判定が必要な建築物を対象とし、仕様基準によるもの、省エネ適判を性能評価、長期使用構造等確認、長期優良住宅認定、性能向上認定、低炭素建築物認定による建築物も同じ。
- ※3 他機関で建築物エネルギー消費性能適合判定等を受けている場合は上表の2倍とする。
- ※4 完了検査等の再検査とは、検査員が完了検査等を申請地に一度行った後、再度現地での検査が必要となった場合をいう。